

関西労働者安全センター

2022.3.10発行〈通巻第530号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : https://koshc.jp/

三星半導体ファソン工場前での記者会見



2013年5月7日、1月の漏出事故から100日目に再度化学事故を起こした三星電子前で抗議する地域事故対策委員会

出典:タサン人権センター
<https://rights.or.kr/364>

「繰り返されるフッ酸事故、
変わっていないサムソンが恐ろしい」

有害化学物質から安全な暮らしを送りたいファソン市民の会(準)
三星フッ酸事故対策委員会



関西労働者安全センター総会開催 鈴木明さん講演「韓国の職業がん」	2
会計年度任用職員制度はできたが… 改善されない非常勤職員の災害補償	4
建設アスベスト訴訟、建材メーカーとの闘い続く 関西建設アスベスト大阪2陣、3陣法廷から	10
死ぬまで元気です vol.45 右田孝雄	13
韓国からのニュース	15
シンポジウムのお知らせ 職場のいじめ・パワハラを根絶するために	18

2月の新聞記事から／19

表紙／鈴木明さん講演「韓国の職業がんー給食調理員の肺がんなど新たな職業病認定」
(2022年2月18日関西労働者安全センター総会)

関西労働者安全センター総会開催 鈴木明さん講演「韓国の職業がん」

関西労働者安全センター第42回総会を2022年2月18日に開催した。

新型コロナウイルス対策のため、オンラインでの開催となった。遠隔地からも参加可能である利点を生かして、記念講演を韓国の鈴木明氏にお願いした。韓国石綿追放ネットワークの執行委員長としての活動に加えて、日本の労働安全衛生の知識を生かして、日本と韓国の交流の際の通訳者としても、活躍されている。

今回は「韓国の職業がん 給食調理員の肺がんなど新たな職業病認定」というテーマで、韓国で広がる市民による化学物質監視の運動について話してもらった。

韓国では、2021年以降、職業がんの集団労災申請や、3Dプリンターを使用したことによるがんや給食調理員の肺がんなど新たな職業がんの労災請求や労災認定が続いている。

このように化学物質に関心が集まり、労災として請求するに至ったのは、職場の安全衛生問題に関する運動とは別の経緯があった。

2012年9月に韓国慶尚北道のグミ（亀尾）の化学工場からフッ化水素酸が漏出する事故が発生した。労働者5人が死亡し、

対応した消防士18人が負傷した。周辺への被害も大きく、住民12,243人が治療を受け、家畜4,000頭が死に、212ヘクタールの農地が枯死した。

2013年1月にも三星半導体ファソン工場でフッ化水素酸の漏出事故があり、労働者1人が死亡、4人が負傷した。相次ぐ化学物質漏洩事故に加えて、加湿器に入れた殺菌剤で1,700人が死亡し、7,600人が負傷する事件もあり、身近にある工場で使用されている有害な化学物質について関心が高まり、労働、環境、女性、医療福祉など各分野・地域で活動する37団体が参加し「知る権利保障のための化学物質監視ネットワーク」が2014年3月に結成された。化学物質の情報公開請求訴訟の支援や化学物質安全管理条例の制定運動を行った。

また2013年6月4日に化学物質管理法が制定され、2015年から施行されることになった。化学物質管理法では、化学物質による健康・環境被害の予防と事故への迅速な対応が目的に加えられた。事業場には化学物質の場外影響評価と事故に備えての危害管理計画書作成などが課され、化学物質の情報公開審議制度が導入された。

「知る権利保障のための化学物質監視

ネットワーク」は地域社会の知る権利保障のためのキャンペーンを行い、また2014年には化学物質情報公開請求訴訟を支援した。この訴訟は訴訟団を一般募集し、2,727人が市民請求訴訟団となった。

各自治体への条例制定運動より47自治体（2019年8月時点）が化学物質安全管理条例を制定した。

2017年には14の地域で化学物質監視団体連帯組織が作られ、条例制定や事業場別・産業団地別の監視団体が結成され、キャンペーンが進められた。

化学物質監視団体「健康と命を守る人々（コンセンジサ）」が、ヨス、ピョンテク、パジュ、全羅北道などで地域での監視体制を作り、地域住民の参加募集と育成、文化行事などを行った。

そういった運動の中、職業性・環境性のがん患者の掘り起こしが必要と考えた運動団体が2020年12月に「職業性・環境性がん患者捜し119（職業がん119）」を発足させた。労働環境研究所、仕事と健康、7地域の法律支援団体で構成された。同時期、給食調理員の肺がんや3Dプリンター使用による肉腫がんなど職業がんを取り扱ったドキュメンタリーやニュースがいくつも報道された。

これまで職業がん119に153人の相談があり、うち64人が労災申請した。労災申請者のうち10人が労災認定された。（下表参照）

153人のがんの内訳は、肺がんが68人、血液がん22人、乳がん14人、甲状腺がん7人など。肺がんのうち30人は給食室の労働者だった。

こういった活動により、支援団体が全国10地域、20の法律支援団体と増え、労災の決定までの期間も平均335日から90日に短縮した。鉄鋼製造業での疫学調査が実施されたり、学校給食室の換気設備が改善されたりガイドラインが整備されることにもなった。

このように韓国では、大事故を契機に被害を受けた地域などの市民が関心を持ち、企業等への情報公開を求める運動が活発になった結果、環境を監視する団体が全国で発足した。その運動から職業がん・環境性（9ページにつづく）

「職業がん119」の活動

相談者

119受付	平均年齢	平均経歴	経路		労災申請
			電話・メール	産別組織	
153人	55歳	15年	39人(25%)	114人(75%)	64人(42%)

相談結果

相談者	労災申請	相談終了	労災申請保留	労災申請準備
153人	64人(42%)	14人(9%)	15人(10%)	60人(39%)

労災認定状況

労災認定者	肺がん(白血病)	給食室	製鉄所	電子修理	処理期間
10人(16%)	9人(1人)	5人	4人	1人	90日

会計年度任用職員制度はできたが… 改善されない非常勤職員の災害補償

まかり通った脱法行為 地方自治体の非常勤職員の勤務条件

総務省によると、地方公共団体における臨時・非常勤職員の数は、2020年4月1日現在で69.4万人だという。2005年が45.6万人だったというから、15年の間に14万人増えたことになる。反対に常勤の地方公務員は減り続けている。2005年の総数が304万人だったのが、2020年は276万人で、28万人の減少だ。様々な時代の変化に応じた職種ごとの増減はあるだろうが、常勤が減り非常勤が増えるのは、何ととっても財政対策であるというのには明らかだ。たとえばある市の市立保育園の保育士は、園長を含めて全員が非常勤職員などというケースもあるらしい。

もともと、常勤の職員に欠員を生じたときに臨時的に任用するのが臨時職員であり、専門的な知識経験や識見にもとづく事務で労働者性の低い職が特別職非常勤職員であり、法律上の位置づけもそうになっていた。

ところが、常勤の職員がやっていた仕事を、臨時・非常勤の職員にさせることによ

って経費を削減するという方法が、日本中の地方自治体で普通にとられるようになった。その結果、本来、臨時的または専門的ではなく、どこの役所でも日常的で非専門的な（代替可能な）仕事を担当するということになったわけだ。

そうすると制度や法律が予想していなかった問題が起きる。たとえば常勤職員より15分だけ短い就業時間を定めた臨時職員が、1年の契約期間が到来したら、1日の空白を置いて引き続き契約を繰り返す。毎回新しい契約であり連続していないので、昇給はなく、有給休暇の日数にも勤続は反映せず、1年未満なので社会保険料の事業主負担も免れる…。こうした脱法行為も地方自治体でまかり通る状況となってしまった。

また特別職非常勤職員は地方公務員法の適用対象になっておらず、たとえば守秘義務のような制約が課されないことになるし、非常勤職員はいくら労働者性があっても「給料」や「手当」は支給されず、「報酬」「費用弁償」が支給される。だから常勤では普通の「期末手当」は支給されない。

会計年度任用職員制度はできても 災害補償は据え置き状態

こうした矛盾を解決するために2017年に地方公務員法と地方自治法が改正され、「会計年度任用職員」制度が2020年4月に施行された。これまで専門的知識を要するものでもなく、臨時的でもなく、ただ常勤職員が行っていた職を、非常勤職員でまかなうということが、「会計年度任用職員」として雇用することによって矛盾を解消したというわけだ。

はれて法律に位置付けられたことにより、期末手当の支給が可能となり、地方公務員としての制約もかかることとなった。しかし、財政上の対策で会計年度ごとの任用となっていることには変わりなく、常勤職員との勤務条件の格差自体は、より公然化したに過ぎないことになる。

こうした勤務条件の格差について、公務災害補償の点ではどうだろうか。実はこの分野、問題点が山積していて、制度改正が必須なのだが、まったく据え置き状態に置かれてしまっている。

〔最近の本誌では、2018年12月(494号)で、「公務災害 本庁非常勤職員の災害補償—不安定な条例による補償制度の大改正を」、2019年3月(497号)「自治体非常勤職員の災害補償 労災保険適用の非常勤職員—労働基準との公平確保には条例が必要」で問題点を検証している。〕

今回は、会計年度任用職員制度の創設以降の状況に照らし合わせて、その問題点を

あらためて確認しておくことにする。

地公災法は常勤職員が対象 非常勤は労災保険かはたまた…

まず、常勤の職員（一般地方独立行政法人の役職員も含む）は地方公務員災害補償法（以下「地公災法」）でいう「職員」となり、地方公務員災害補償基金より補償を受けることになる（地公災法第2条）。

非常勤の職員であっても、次の2つの場合は「職員」とみなすとしている。

1つは、定年退職者等で1年以内の任期で短時間勤務の職に採用されたもの（再任用短時間勤務職員）、専門的な知識経験が必要な職に採用する任期付短時間勤務職員、地方公務員の育児休業等に関する法律における育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員については、地方公務員法で位置付けられ（第28条の5第1項）、地公災法が適用される。

2つ目は「常勤的非常勤職員」だ。常勤職員の勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超え、その日以後引き続き勤務する。つまり常勤に準ずる者として対象とするわけだ。

以上の条件にあわない非常勤の職員は、地公災法の対象とはならない。それでは何が適用されるか。「使用され賃金を支払われる」（労働基準法第9条）労働者なのだから、労働者災害補償保険法（以下「労災法」）の「労働者を使用する事業を適用事業とする。」（第3条第1項）により、労災保険が適用されることになる。ところが、

地方公務員の災害補償制度の適用範囲と実施機関

職区分		適用法令等	実施機関	
一般職	常時勤務に服することを要する職員 (産休育休代替含む。)	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金	
	再任用短時間勤務職員 任期付短時間勤務職員 地方公務員の育児休業等に関する法律における育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員			
	臨時職員等	労働基準法別表第一に掲げる事業に雇用される者	国(厚生労働省所管)	
		他の法令の適用を受けない者	地方公務員災害補償法に基づく条例	地方公共団体
特別職 (地方公務員法第3条第3項)	3号・5号以外の職	知事、区市町村長等 常勤の職	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
		議会の議員、非常勤の行政委員会委員等	地方公務員災害補償法に基づく条例	地方公共団体
	3号の職 (臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者)	労働基準法別表第一に掲げる事業に雇用される者	労働者災害補償保険法	国(厚生労働省所管)
		他の法令の適用を受けない者	地方公務員災害補償法に基づく条例	地方公共団体
		学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に基づく条例	地方公共団体
	5号の職 (非常勤の消防団員、水防団員)	消防組織法、水防法に基づく条例及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律	地方公共団体	
常勤的非常勤職員		地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金	

注 部分は地方公務員災害補償制度の適用範囲を示します。

すぐ後に「前項の規定にかかわらず、国の直営事業及び官公署の事業（労働基準法別表第一に掲げる事業を除く。）については、この法律は、適用しない。」（同第2項）とある。（6ページ表は「地方公務員の災害補償制度の適用範囲と実施機関」地公災基金東京都支部「災害補償の手引」より）

「労働基準法別表第一」とは全部で15に号別列挙された業種のことで、入らないのは市役所・役場、警察署、消防署の本庁での業務ということになる。否定の否定が続きややこしいことこの上ないが、非常勤職員として役所に雇用されていても、本庁以外の仕事なら労災法が適用される。しかし非常勤で本庁での仕事なら、労災保険の対象にもならない。

ではどうするかというと、地公災法はその第69条で、「地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員のうち法律（労働基準法を除く。）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償の制度を定めなければならない。」となっていて、それぞれの地方自治体ごとに条例の制定が義務付けられている。〇〇市、〇〇町、一部事務組合で清掃工場が運営されているなら、その事務組合でそれぞれ条例を定めなければならないわけだ。どんなに小規模であっても法律に定めがあるのだから例外はない。

その条例が定める内容は、「この法律及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであつてはならない。」（地公災法第69条第3項）ので、長

年の歴史の中で様々な福祉制度により補強され充実した内容が漏れなく規定されたものでなくてはならないことになる。

そのため総務省は、「〈参考〉議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(案)」という条例の雛形を提示し、これに倣って各団体が制定することになっている。だから、労災法や地公災法関係の改正があるたびに連動してこの条例(案)も改正されることになり、これに呼応して改正された条例案がその団体の議会に提案され、承認されるという手続きが繰り返される。

小さい自治体で可能?? 災害補償のフルセット運用

と、ここまで現行制度を紹介すると、ごく単純な問題点があることにお気づきかもしれない。地方自治体ごとに独立した条例にもとづく制度は、小規模な自治体で適切に運営されるのだろうかということだ。たとえば職員数100人余りの役場の本庁で、事務補助の非常勤職員(会計年度任用職員)を採用し、その職員が職業性疾病を発症し、対応を求めたとしたらどうだろう。役場の幹部がしかるべく判断し、わからなければ府県庁の窓口と相談して適切に対応というのが正解なのだろうが、うまくいくだろうか。残念ながら難しいだろう。

そもそもこの補償条例自体が、労働者である非常勤職員だけではなく、議会の議員や各種委員も一緒に定められており、災害補償の請求権が労働者にあるという基本的

な考え方自体のあやふやなのだ。たとえば非常勤職員やその遺族の補償請求権に関する規定がそもそもない。2017年に北九州市の非常勤職員の死亡について遺族が公務災害認定を求めたら請求を拒まれたことが報道された。この件については、その後、総務省が翌2018年7月に条例の施行規則(案)を改めることにより、最低限の改正を行い、運用によりカバーすることとなっている。しかし、非常勤職員という明らかな労働者について、法律上の権利が保障されていないというのは根本的な問題だ。

地公災法や労災法で定める「補償の制度と均衡を失したものであつてはならない」というのはちゃんと守られるだろうか。福祉事業には、補装具の支給やリハビリテーション、奨学援護金や就労保育援護金の支給などなどずいぶんとたくさんの制度があり、それぞれに詳細の運用基準があり、それらを間違いなく権利のある人に渡るようにするというのも個々の自治体の事務局によることとなる。はたしてそんなことが可能だろうか…というか現に運営できているだろうか。

補償の実施について、本庁非常勤職員の被災者に不服があるときの、審査請求はどうだろう。地公災法も労災法も審査請求の制度は都道府県単位の審査、中央での再審査の制度がある。条例による補償では、個々の自治体に委員3名からなる審査会を置くこととなっていて、審査を行う。実際に審査請求があれば、これも事務局が対応することとなるだろう。ほとんど現実的とは思えないのである。

実際には災害補償の官民格差歴然 すべての職員に地公災法適用を

さて、それではこの問題だらけの状況はどう改善すればよいだろうか。労災法を改正し、除外規定を定めた第3条第2項から「官公署の事業(労働基準法別表第一に掲げる事業を除く。)」を取り除き、非常勤なら本庁も含めて例外なく労災保険の適用にするのが良いだろうか。それとも地公災法第2条の「職員」の定義や施行令による定めをあらためて、地方自治体に勤務する「労働者」にあたる職員すべてについて地公災法の対象にするのが正しいだろうか。

いずれの改正もそう難しいことではないように思う。ただ、現在の地公災法、労災法の補償内容を比較するとき、地公災法の水準の高さという問題がある。地公災法では労災法と同等の水準での各種の補償給付があることに加えて、遺族補償では公務災害で1860万円、通勤災害で1055万円の遺族特別援護金が上乗せして支給される。障害補償でも等級に応じて障害特別援護金が支給される。

この制度は、民間の労災付加給付制度に準じるかたちで、国家公務員災害補償法で設けられたものだが、地公災法でもそのまま創設され、金額も年々充実してきたものだ。たしかに民間の労災付加給付制度は大手企業で多く採用されているが、全労働者からすれば対象は限られている。そういう意味では、明らかに災害補償制度の官民格差といえるだろう。ほかにも細かい制度

運用で、地公災法の優位性があるのが現状だ。

そう考えると、非常勤職員の災害補償については、地公災法の対象を全職員対象とするように改正するのがいいようだ。

かつて、大学や病院などの国立の機関が独立行政法人に移管し、国家公務員から民間となり、災害補償も国家公務員災害補償法から労災法に切り替わったことがある。この時に、各独立行政法人はこの特別援護金制度について「法定外災害補償規則」な

(3ページからのつづき)

がんの掘り起こしへとつながり、「職業がん119」など支援体制が構築された。

新たな職業がんは、どういった化学物質が原因で、どのくらいばく露を受けたかなど、医学的な所見などが重視されるものと考えられるが、韓国では化学物質を詳細に特定するより、業務上に曝される化学物質の他に環境、身体的負荷や過重性などを考慮した総合的な判断によって、認定されているようだ。

また健康被害に遭った被災者のみが頑張るのではなく、労働団体、環境団体、女性

どとして、すべて横並びに規定を設けたということがあった。

もし地方自治体の非常勤職員の災害補償をすべて労災保険適用とするならば、同じように何千の地方自治体で同様の新たな条例を制定しなければならないこととなる。

本庁の非常勤職員なんてそれほど危険な職種でもないし、増えたといっても限られた数ではないかというわけにはいかない。災害補償制度の根本矛盾は早期の解決が必要だし、可能なはずだ。

団体など様々な分野の運動団体や市民が協力して、運動を展開している。

日本でも見習って行きたい部分でもある。

以前も韓国のサムソン半導体工場での被災者を支援するパノリムと互いに訪問したり交流を行ってきたが、このところ訪問もままならない状態が続いている。そんな中、なかなか聞けない韓国の職業がん貴重な話を聞くことができた。

また、これからの新たな1年、関西労働者安全センターの活動にご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。



建設アスベスト訴訟、建材メーカーとの闘い続く 関西建設アスベスト大阪2陣、3陣法廷から

国と建材メーカーを相手取った建設アスベスト訴訟は、現在、建材メーカーとの法廷闘争を中心に闘われている。国の制度として、建設アスベスト給付金制度がスタートし、国とは法廷での和解が進んでいる。

ただし、国が和解に応じようとししない事例もあり、国との闘いが全面的に終結したといえる状況にはない。

大阪地裁では、大阪アスベスト弁護団が担当する関西建設アスベスト訴訟大阪2陣・3陣訴訟やアスベスト訴訟弁護団が担当する訴訟が取り組まれている。

ここでは、大阪2陣・3陣の2022年1月14日法廷での原告の方の意見陳述を紹介する。建設アスベスト訴訟の「いま」を感じていただきたい。

法廷では毎回、遺族原告の意見陳述、療養中原告の証人尋問が午後の時間帯一杯をつかって実施されている。2月25日法廷でも、2名の遺族原告（サイディング工、胸膜中皮腫で2019年74歳で死亡／水道配管工、肺がん後食道がんで2018年65歳死亡）が意見陳述し、3名の胸膜中皮腫（75歳ダクト工、2020年発症／71歳看板工、2020年発症／68歳内装工、2021年発症）が証言台に立った。

絶対に許せません

57歳で中皮腫死

1 私は、Tの妻です。

夫は、20歳から長年とび工として石綿粉じんを浴びる仕事をし、2018（平成30）年8月〇日、悪性胸膜中皮腫で死亡しました。57歳でした。

夫は亡くなる半年前の2月〇日、悪性胸膜中皮腫の告知を受けました。

3月中旬から6月にかけて2回の抗がん剤治療を受けました。激しい下痢と発熱の副作用でしたが、期待した効果がなく中皮腫は拡がっていきました。

7月初めからの自宅での闘病は、発熱と痛みと呼吸困難との闘いでした。常に、38度～40度の発熱が続きました。右胸の痛みが激しく、手がむくみ、足も腫れ、身体中を痛がりました。呼吸は、ハーハーと苦しく、身体を丸めて耐えました。痛みと呼吸が苦しいことで、横にもなれず、座ってもいられない、身の置き所がない状態でした。それが、24時間続きました。ロキソニンを飲めば、熱と痛みは多少落ち着きますが、6時間の薬の間隔が3時間も保ち

ませんでした。流動物を口にできるという程度で、体力はみるみる落ちていきました。

2 8月2日に、重度の肺炎になり、入院しました。ベッドの上で座り込んで前向きに倒れ込むように前屈みとなり、身体を二つ折りにして座って過ごしました。栄養は点滴だけ、高濃度の酸素治療を受けました。モルヒネや医療用麻薬でも、痛みと呼吸苦は収まりませんでした。ひどい呼吸困難の発作で錯乱状態になり、管を自分で引き抜いて「家に帰る」と言って、暴れることもありました。

楽にしてやって欲しいと思うほどの夫の苦しみでした。

そして、8月〇日、夫は、息を引き取りました。中皮腫の告知から6か月、坂道を転げ落ちるように悪くなり、逝ってしまいました。

夫は、激しい痛みと呼吸苦の中で、私に、「自分は、ずっと苦勞して頑張ってきた。しかし、最後がこれか。おれの人生なにやったんや。やりたいこといっぱいあるけどなあ。悔しいなあ。」と、ぽつんと言いました。そして、ぼろっと、涙をこぼしました。そんな夫に、私は、「そうやなあ、なんも悪いことしてないのになあ。あんたはいつも人のために頑張ってきたのにねえ。」としか言えませんでした。

3 夫は、生まれてすぐに、両親が離婚し、2歳で養護施設に預けられ、4歳の時に、Tのところで養子に來ました。不幸で、ひどい生い立ちでしたが、夫は前向きで、向上心がありました。

夫は海が好きでした。ヨットの上級ライ

センスを生かし、将来、子ども達を指導する仕事をしたいという夢を持っていました。

夫は、結婚を控えた娘の式のために、「自分は金銭的なことは何もしてやれない。プレゼントに、結婚式には、ギターと歌で祝う」と言い、「花嫁」と「人生は紙飛行機」という歌を練習していました。

夫は、8月の入院中にも、サンフラワーに乗って鹿児島まで行く、と震える手でメモを作り、スケジュールを立てていました。

アスベストが夫の夢や希望をすべて奪いました。

人生プラスマイナスといい、きっと最後はいいことあると思っていたのに、マイナスのままやんか、と、私は今も思い続けています。

建設現場で働かねば、夫はこんな病気で命を落とすこともなかったはずです。アスベストが憎いです。悪いと知りながらアスベストをずっと使わせていた国や企業も絶対に許せません。

4 コロナがあったから余計に思った事なんです。国は、やろうと思えば治療法も考え、巨費を投入して治療薬の開発にも取り組む事もできるのに、アスベストの疾患は人にも移らないし、ましてや中皮腫なんて病気は稀にしかならない、だから、こんな病気には力を入れなくても良いんですか？何年も前からある病気なのに未だにたいした治療法もない。未だに、どれほど真剣に取り組んでくれているのか疑問です。

日本インシュレーションの建材だけが原因 肺がんが脳に、2ヶ月で死亡

1 私は、故Tの妻です。

夫は、日本インシュレーションの専属下請けとして鉄骨に耐火被覆材を取付ける作業をしていましたが、このとき吸ったアスベストが原因で肺がんにかかり、平成11年9月〇日に74歳で亡くなりました。

2 夫は昔から健康で、私の方が身体が弱かったので、夫が私より早く亡くなることなど想像もしていませんでした。

そのため、夫が平成11年のお正月から体の調子が悪いと言って仕事に行かなくなったときも、同じ年の7月〇日に「ふらつく」と言うので近所の病院を受診したときも、私はそんなに具合が悪いとは思っていませんでした。

ところが、7月〇日、医師は私に対して、夫は肺がんが脳に転移しており、あと2か月の命だと告げました。あの健康な夫がそんなはずはないと、最初は信じられませんでした。

しかし、医師のその判断が正確であったことはすぐにわかりました。夫は、受診したその日に入院となり、入院して1週間ほどで目が見えなくなって、口もきけなくなっていきました。夫が毎日書いていた日記も、入院後は何を書いているのかわからなくなり、1週間ほどで書くこともできなくなりました。

3 たった1週間でこれだけ悪くなるということは、その前から夫はギリギリの状態

だったのだと思います。私は、「何でもっと早く気付けなかったのか」ととても後悔し、自分自身を責めました。私は、夫が何とか少しでも良くなる方法はないかと必死に調べ、別の病院でガンマナイフという放射線治療をしてもらったりするなど、できる限りのことをやりました。

しかし、夫は少しも良くなることはなく、次第に声をかけても何の反応もなくなり、酸素と点滴のチューブに繋がれているだけで身動き一つしなくなりました。

平成11年9月〇日、初診から2か月も経たないうちに夫は亡くなりました。私は、辛さのあまり夫の死を受け入れることができず、ただ呆然としていました。

4 夫が亡くなった後、私は生きるために必死に働いてきましたが、平成30年頃、一人親方も救済されたというニュースを見て、夫も救済の対象かもしれないと思い、この裁判に参加しました。

私が裁判に参加してからでも3年近くが経ち、その間に国とは和解が成立しましたが、企業との裁判はまだ解決していません。

夫は日本インシュレーションの専属下請けだったため、私の関係での被告企業は日本インシュレーションだけです。夫は、当時の社長と友人で、その縁もあって仕事をすることができ、会社にはとても良くしてもらいました。

しかし、あの頃、アスベストの危険性や適切な対策を教えてくれていたら、夫は今も元気で楽しく過ごしていたと思うと、やはりやりきれない思いが強いです。夫が病
(14ページにつづく)

死ぬまで元気です



Vol.45 右田 孝雄

皆さん、ご機嫌いかがですか？私は至って元気ですが、今の世の中は本当に大変ですね。

新型コロナウイルスが全世界に流行して、マスク、消毒、手洗いが当たり前な世の中になり、オミクロン株で第6波が来てようやく収束しかけたと思ったらロシアのウクライナ侵攻で、この先どうなるのか考えたら怖くないですか。皆さんがこのコラムを読んでいただいている頃には、ウクライナ侵攻はどうなっているのでしょうか。

先日、国会議員への陳情と中皮腫患者さんとの面会で福岡県と山口県に行ったのですが、軒並みガソリンスタンドのレギュラー価格がリッター180円を超えていました。1軒だけ170円台を表示したガソリンスタンドを見つけましたが、自動車の長蛇の列ができていました。これは自動車の移動は当分控えたほうがいいのではと思いつつながら自宅に帰って、近所のガソリンスタンドを見たところ、なんと165円が表示がされていました。気が付いたら私はそのガソリンスタンドで給油していました。だって、いつ急騰するか分からないですから、まだ安いうちに給油しておきたいです

よね。

でも、ロシアのウクライナ侵攻は直ちにやめてほしいです。人の命を一国の大統領が奪う権利なんてないです。

現在、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会は「石綿健康被害救済法の改正への3つの緊急要求」を提言し、そして法改正を実現してもらうべく国会議員への陳情を繰り返し行っています。その緊急要求の中には、中皮腫患者の治療研究促進のために「石綿健康被害救済基金」の一部を活用してほしいというのがあります。

現在、中皮腫の標準治療は、胸膜に限っては手術か、抗がん剤のアリムタとシスプラチンの併用療法、免疫チェックポイント阻害薬のオプジーボあるいはオプジーボとヤーボイの併用療法しかありません。胸膜以外の中皮腫患者さんに限っては標準治療すらありません。故に難治性希少がんであり、中皮腫患者の予後は悪いと言われています。

少しでも患者さんが長生きできるように、将来的に治る病気にしてほしいという思いから、「石綿健康被害救済基金」の一部を活用して中皮腫の治療薬、新しい治療

法の研究に充ててほしいと日々陳情に足を運んでいるんです。

一方で、国が変われば毎日爆撃などでたくさんの人々の命が奪われているのは、本

当につらく悔しい思いです。

どうか一日も早く世界に平和が訪れ、人が安心して暮らせる世の中になることを願います。

(12ページからのつづき)

院を受診したときは既に手遅れで、夫はアスベストが原因で病気になったということを知づく間もなく、たった2か月で亡くなりました。

私も、今月でもう89歳になりました。これ以上解決が長引けば私が生きているうちに解決するかもわかりません。日本インシュレーションには、1日も早く責任を認めて適切な償いをしてほしいです。

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

【お問い合わせ】

関西労働者安全センター

TEL:06-6943-1527

FAX:06-6942-0278

mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる
「中皮腫」患者の闘病の記録

もはや これまで

(付)聞き書き6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？死ぬとは？中皮腫でお悩みの方、
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。
この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

■出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー

■定価：本体1500円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

韓国からの ニュース

■「5年間交代制」鉄道機関士の脳梗塞は業務上災害

ソウル行政裁判所は3日、韓国鉄道公社(コレイル)の機関士Aさん(53)が起こした勤労福祉公団の療養給付不支給処分取り消し訴訟で、原告勝訴の判決を行ったと明らかにした。Aさんが訴訟を起こしてから1年6カ月目だ。

1993年に入社したAさんは週5日、一日平均8時間ずつ、不規則な交代制で働いた。Aさんは機関士の特性上、午前・午後・夜間に出発して列車を運行する循環型勤務体系に従って乗車した。通常働く機関室では平均70～80dbの騒音が発生した。

また、Aさんが属している事業所は、全国で唯一、崖のある運行区間を担当し、危険度が高かった。さらに、Aさんは副機関士として勤務していた時に、列車と衝突した乗用車の搭乗者四人全員が死亡する事故など、三回の人命事故を経験している。

そんな中、2018年6月に非常待機勤務を終えて帰宅し、手足のまひ症状で病院を訪れ、「虚血性脳卒中、中大脳動脈領域脳梗塞」と診断された。下半身麻痺の後遺症に見舞われたAさんは、2020年2月、公団に療養給付を申請したが、不支給とされた。Aさんが発病する前一週間の業務時間は40時間38分で、労働部の告示基準を満たしていないというのが理由だった。

Aさんは「脳梗塞は業務上の過労とストレスによって発病した」として、2020年7月に訴訟を起こした。裁判所は脳梗塞と業務と

の相当因果関係を認め、Aさんに軍配を上げた。判決は「長い期間勤務したからといって、交代制勤務に適応したとは考えにくいだけでなく、むしろ勤務期間が長いほど、肉体的、精神的な負担は更に累積される」とした。更に「25年以上、交代制によって勤務したAさんの場合、業務が相当な肉体的・精神的な負担を与えたことが、経験則上明白だ」と念を押した。裁判所は△70～80dbの間で騒音が発生した点、△機関室に生理現象を解決する別途の場所がない点、△事故の危険性が高い運行区間での勤務、△人命事故の経験、などを根拠に挙げた。二つ以上の業務負担が、重要な要因として複合的に曝される業務ということだ。2022年2月4日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

■マンション警備員の墜落事故、「疑問の死」業務上の災害認定

マンションの警備員が、休憩中に窓から落ちて死亡したのを目撃した人がいなくても、業務と関連した死亡なら業務上の災害だという判決が出た。警備員の休憩室が管理事務所に隣接しており、事業主が支配・管理する場所で起きた事故だという趣旨だ。

ソウル行政裁判所は7日、マンションの警備員Aさん(64)の妻が勤労福祉公団に提起した遺族給付・葬儀費用の不支給処分取り消し訴訟で、原告勝訴判決を行った。

Aさんは、全羅北道・井邑のあるマンションで警備員として働いていたが、2019年9月、マンションの商店街の三階にある休憩室の外の窓から墜落し、脳出血で死亡した。普段は午前7時30分から一日間隔の隔日制で勤務していた。墜落したのは、午後8時30分から始まる夜間休憩中だった。

目撃者はなく、死亡の経緯ははっきりしな

かった。遺族は、Aさんが駐車状況を確認するために窓の外に上半身を乗り出したり、暑さを避けるために窓を開けたりしていたと主張した。

裁判所は、「Aさんの普段の言動や習慣などからみて、自殺でないことについては双方が一致している」とした上で、「経過が不明な事故で死亡したものだが、単に休憩時間中に起きたという理由で、これを業務と無関係な死亡だと見るのは妥当ではない」とした。その根拠として、事故の発生場所が管理事務所の内部であり、事業主の支配・管理下にある点を挙げた。休憩室は管理事務所と壁一つを隔てていた。判決は「Aは休憩中に事故に遭ったのではなく、休憩スペースの外に出て何かをしていて窓から転落した」と説明した。

続けて「目撃者のいない事件で、証明できないものを遺族だけの責任にするのは不当だ」と指摘した。更に、駐車状況を確認しようとして墜落したとすれば、業務に伴う行為だと判断した。判決理由として「夜間の休憩時間や就寝時間に事故が発生した」とした上で、「Aさんは翌日の午前2時に起床し、警備業務に入らなければならなかった。24時間勤務の間の休憩時間を業務と完全に断絶したものと見ることはできない」と付け加えた。2022年2月8日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

■雇用部、ヨジン建設を重大災害処罰法で捜査に着手

京畿道城南市板橋の第二テクノバレービルの新築工事現場で、設置中だったエレベーターが地面に墜落し、設置作業を行っていた労働者2人が死亡した。

雇用労働部は重大災害処罰法などに関する法律違反の疑いで捜査に着手した。先月29日



のサムピョ産業に続き、重大災害処罰法が適用される二番目の事件だ。

8日、雇用部は報道資料で、「事業所に作業中止を命令し、施工業者であるヨジン建設産業(株)の重大災害処罰法および産業安全保健法違反の疑いについて、捜査に着手した」と明らかにした。ヨジン建設が施工する該当工事は工事金額が490億ウォンで、重大災害処罰法の適用対象事業場だ。

午前10時頃、京畿道城南市の板橋第二テクノバレーの建物新築工事現場で、エレベーターが地下5階の床に丸ごと墜落した。この事故でエレベーターの設置作業をしていた労働者Lさん(58)とNさん(44)が病院に運ばれたが、二人とも死亡した。

死亡した労働者は、エレベーターの胴体の上部で作業中に、エレベーターが急に落下して事故にあった。2022年2月8日 ハンギョレ新聞 パク・テウ記者

■「金鎔均死亡事故」元請け韓国西部発電の前代表に無罪判決

韓国西部発電・泰安火力発電所で発生した下請労働者の金鎔均(キム・ヨンギョン)さん(24)の死亡事故に関して、元請の韓国西部発電の当時の代表に一審判決で無罪を言い渡された。別の元請関係者にも執行猶予または罰金刑が宣告され、「軽い処罰」と批判さ

れている。

大田地裁瑞山支院は10日、業務上過失致死・産業安全保健法違反などで起訴された韓国西部発電のキム・ビョンスク前代表に対し、「罪を問うことができない」とした。検察は懲役二年を求刑していた。

裁判所はキム前代表に対して、キム・ヨンギョンさんの死亡原因に挙げられたベルトコンベヤーの危険性や、下請業者・韓国発電技術との業務委託契約上の問題点を具体的に認識できないと判断した。

同地裁は判決理由について、「韓国西部発電の代表取締役として、業務上の注意義務に違反したとは考えにくい」とした上で、「故意に防護措置を履行しなかったとは言えない」とした。

しかし、キム前代表を除いた残りの被告人15人（法人2社）には、すべて有罪が認められた。ただし懲役刑・禁錮刑には執行猶予、または罰金刑だけが宣告された。

裁判所は、下請け会社の韓国発電技術のペク・ナムホ元代表に懲役1年6月執行猶予2年、社会奉仕160時間を言い渡した。また、韓国西部発電の関係者8人には、それぞれ罰金700万ウォン～懲役1年6月、執行猶予2年を、残りの韓国発電技術関係者4人には700万ウォン～懲役1年6月、執行猶予2年が言い渡された。うち11人には、社会奉仕120～200時間も同時に命じた。

両罰規定によって一緒に起訴された韓国西



部発電には罰金1000万ウォン、韓国発電技術には罰金1500万ウォンがそれぞれ宣告された。

これに対し、キム・ヨンギョンさんの母親が理事長を務める金鎔均財団は、「余りにも惨憺たる結果だ」と憤った。2022年2月10日 民衆の声 チェ・ジヒョン記者

■サムピョ産業代表「重大災害法で立件」第1号

雇用労働部が11日、楊州市の採石場で土砂崩壊・生き埋め事故で労働者三人が死亡したサムピョ産業の本社を押収捜索した。この事故は重大災害処罰法適用の第1号事件だ。労働部はサムピョ産業の代表取締役を重大災害法違反の疑いで立件した。

重大産業災害捜査担当の労働監督官や六つの地方労働庁のデジタルフォレンジック労働監督官など45人が、サムピョ産業本社で資料を確保した。労働部はこれに先立ち、楊州事業所の現場事務室を家宅捜索した。

労働部はサムピョ産業が安全保健管理体系を適法に構築していない状況を確認し、9日にイ・ジョンシン代表取締役を重大災害法違反の疑いで立件した。労働部は産業安全保健法違反の疑いで現場所長を立件し、現場と本社関係者15人の調査を行った。

労働部は、今回の家宅捜索によって確保された資料をもとに、経営責任者が法による安全保健の確保義務を履行したかどうかを集中的に捜査すると明らかにした。2022年2月11日 京郷新聞 イ・ヘリ記者

(翻訳：中村猛)



第8回過労死防止大阪センター総会・シンポジウム

職場のいじめ・パワハラを根絶するために

日時：2022年4月15日（金）18：30～

会場：エルおおさか 南館 南72号室

（ZOOMとの同時開催・要事前申込み・参加無料）

パワハラ防止法（労働施策総合推進法の改正）によって企業にパワハラ防止対策が義務化されましたが（2020年6月から大企業、2022年4月からは中小全企業も対象）、パワハラと並んで「職場のいじめ」も深刻な社会問題となっています。

今回のシンポジウムでは、愛知県で娘さんを先輩らによるいじめで亡くし、労災認定と民事訴訟で勝訴判決を勝ち取ったご遺族及びパワハラ事件を担当された弁護士の方と、これまで多数の「いじめ・嫌がらせ」相談を受け、昨年12月に「大人のいじめ」（講談社）を発刊された坂倉昇平さんをお招きして、職場のいじめの実態とその背景を考えたいと思います。

ふるってご参加ください。

第1部 シンポジウム

報告：大阪労働局

職場におけるパワーハラスメント防止対策の義務について

講演1：加野青果事件報告

伊佐間 佳子さん（名古屋過労死を考える家族の会代表）

岩井羊一弁護士（過労死弁護団全国連絡会議事務局次長）

講演2：激増する「ハラスメント自死」の背景

坂倉昇平さん

（『大人のいじめ』著者・総合サポートユニオン執行委員）

遺族・被災者の訴え

西本武史さん（高校教諭） 他1名

第2部 過労死防止大阪センター 総会

（第2部総会への参加は会員に限ります。）

参加ご希望の方は、大阪センターのホームページ

（<https://stopkaroshi-osaka.net/>）

または下記のQRコードからお申し込みください。



エルおおさか
京阪・大阪メトロ「天満橋」より西に300M

主催：過労死防止大阪センター

後援（第1部）大阪労働局

2月の新聞記事から

2/2 和歌山南漁協日置支所で主任として働いていた男性が、在職時に役員からパワハラを受けて退職を余儀なくされたとして、漁協と組合長ら役員3人に1100万円の損害賠償を求める訴えを和歌山地裁に起こした。漁協が田辺市や白浜町から補助金などを不正受給した問題を巡り、テレビの取材で事実関係を認める話をした後、役員から不正の告発者との関係を問いただされ、懲戒免職の話も持ち出された。神経症と診断され、昨年4月に退職した。

2/6 同僚議員や有権者からのハラスメントを防ぐため、内閣府は研修教材を作成する。全国の地方議員から寄せられた被害経験を基に動画を作り、今春以降、地方議会や政党の研修で活用してもらう。

2/7 上司の弁護士から頭を殴られるパワハラなどを受け、うつ病を発症した後に解雇されたのは不当だとして、横浜市内の法律事務所の事務員だった40代の女性が、上司の弁護士2人に対し、解雇の無効や休職中の賃金など計約891万円の損害賠償を求める訴えを横浜地裁に起こした。弁護士の1人は日弁連犯罪被害者支援委員会の委員長。女性は2010年3月から働き、11年ごろから上司で弁護士の男性から、仕事のミスなどを理由にげんこつで殴られる暴力を受けた。セクハラにあたる言動もあったと主張。女性は19年3月にうつ病と診断され、休職中に解雇された。横浜南労基署から21年3月に労災認定された。

2/9 住友林業（千代田区）に勤務していた当時51歳の男性が2020年12月に自殺したのは、長時間労働などが原因だったとして、新宿労働基準監督署が2021年12月23日付で労災認定した。男性は住友林業に営業職として入社し、2019年4月から東京中央支店営業グループの店長として多忙となり、休日もほとんど休めなかった。労基署は、男性が2020年12月5日には精神障害を発病していたとし、発病前6カ月の残業時間を51～105時間と認めた。発病4カ月前からの業務量増加や13日間の連続勤務についてそれぞれ心理的な負荷の程度を「中」とし、総合評価を「強」と評価した。

2/15 陸上自衛隊八尾駐屯地（八尾市）で2012年10月、訓練中に心筋梗塞を発症して死亡した1等陸尉の男性について、死亡から6年3カ月後の19年1月に、公務災害と認定していた。遺族は月100時間を超える残業など過重な勤務が原因として国に損害賠償を求め、大阪地裁に提訴し、認定に転じた。

ベルギー政府は、仕事と私生活の調和を図る「ワークライフバランス」の実現に向けた新たな労働協定を発表、雇用主の同意があれば週4日勤務（週休3日）が可能になると明らかにした。従業員20人以上の企業では、勤務時間外に連絡を拒否できる「つながらない権利」も導入される方針。今後、労働組合などから意見を聞く。議会でも審議され、今年半ばに法制化される。

2/17 自治労は、新型コロナウイルス対応に当たる保健所職員らに昨年1年間の労働実態を尋ねたアンケート結果を公表した。1771人が回答。約2割が過労死ラインに当たる月80時間以上の時間外労働を経験、約36%が自身に「うつ的な症状があった」と答

えた。調査は昨年11月～今年1月に実施され、40都道府県の保健所や保健センターの職員らが答えた。

2/18 ベトナム人技能実習生が2年間にわたり、働いていた建設会社で暴行を受けていた問題で、出入国在留管理庁と厚生労働省は、岡山市の建設会社「シックスクリエイト」の技能実習計画の取り消しを発表した。取り消し理由として厚生労働省などは、「技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行った」と説明。

大阪市中央区のフランス料理店の男性調理師が急性心筋炎を発症後、2014年に脳出血で死亡し、遺族が長時間労働による免疫の低下が発症原因だとして店側に損害賠償を求めた訴訟で、最高裁第2小法廷は店側の上告を退けた。16日付。約8400万円の支払いを命じた一、二審判決が確定した。男性の週1回の定休日以外の睡眠時間は1日5時間以下で、発症までの約1年間、1カ月の時間外労働が平均250時間だった。

2/21 松山大学の女子駅伝部の指導がアカデミックハラスメントにあたることと認定された当時の監督が「調査はずさん」などとして、損害賠償と大学に無効の確認を求める訴えを起こした。訴えを起こした松山大学准教授の大西崇仁さんは「大学に220万円の損害賠償と処分は無効確認を求めている」。

2/22 炭鉱での仕事に粉じんを吸い込み肺を患って死亡した男性の妻らが、国の「遺族補償の不支給」決定を取り消すよう求めた裁判の控訴審が行われた。福岡高裁は、支給を認めた一審判決を不服とし控訴した国の請求を棄却した。男性は、16歳の頃から30年に渡り池島炭鉱で働いた。閉山の11年後、「じん肺」による肺炎で労災認定を受けたが、1年後、亡くなった。死亡診断書には「間質性肺炎」だった。

2/24 西アフリカのブルキナファソにある金鉱山で2月21日爆発があり、約60人が死亡し、100人以上が重軽傷を負った。同国南西部がニ県のグボンブローラにある鉱山で、金の処理に使う化学物質の反応が原因と、鉱山を監督する県当局はみている。

2/25 三菱重工業下関造船所（山口県下関市）で働きじん肺になったとして、下請け会社の元作業員2人の遺族が同社に計7040万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、山口地裁下関支部は、同社に対し、うち1人の遺族に約1400万円を支払うよう命じた。ほか1人の遺族の請求は棄却した。

最長月220時間超の残業などでうつ病を発症したとして、40代の男性が元勤務先のネット通販会社「ストリーム」に対し、約6900万円を求めた裁判の判決が東京地裁であり、会社側に安全配慮義務違反などがあったとして、約2400万円の支払いを命じた。原告の男性は2014年2月にうつ病を発症し、同年12月に労災認定された。労働基準監督署が認定した残業時間は最長は223時間だった。男性は2018年後遺障害等級9級と認定され、現在も治療中で就労が難しい状況だという。

建設業務に従事して、アスベストによる健康被害を受けた労働者などへの給付金の支給について、厚生労働省の審査会は、申請のあった86件すべてについて「認定相当」とした。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259